



電子情報技術産業協会規格

Standard of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA RC - 2371A

(EIAJ RC - 2371A)

**電子機器用固定固体・非固体電解コンデンサの
推奨外形寸法**

**Recommended case size of fixed electrolytic capacitors
with solid and non-solid electrolyte for use in electronic equipment**

1 9 9 7 年 3 月 制 定

2 0 0 4 年 3 月 改 正

作 成

受 動 部 品 標 準 化 委 員 会

Technical Standardization Committee on Passive Components

発 行

社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

電子機器用固定固体・非固体電解コンデンサの推奨外形寸法

Recommended case size of fixed electrolytic capacitors with solid and non-solid electrolyte for use in electronic equipment

まえがき この規格は、社団法人 電子情報技術産業協会 標準・技術部 標準化センター 受動部品標準化委員会・電解コンデンサグループが作成したものである。

JIS C 5141:1991(電子機器用固定アルミニウム非固体電解コンデンサ)、**JIS C 5142**:1991(電子機器用固定タンタル固体電解コンデンサ)及び **JIS C 5143**:1991(電子機器用固定タンタル固体電解コンデンサチップ形)には、電解コンデンサの標準寸法(ケース寸法及び取付寸法)を規定していたが、1998 年以降に制定された **JIS C 5101** 群では、IEC 規格整合のために削除している。ケース寸法及び取付寸法の標準化は、製造業者及び使用者の生産活動に大きく係わるものであり、その拠り所となる公的規格の存在は、常に求められる。このため、1997 年 3 月に社団法人 日本電子機械工業会 標準化センター 受動部品標準化委員会・電解コンデンサグループが **EIAJ RC-2371** を制定した。

この規格は、**EIAJ RC-2371** をその後の生産形状及びサイズの変化、IEC TC91 で検討した表面実装部品のランドパターン設計に関するガイド **IEC 61188-5-2** を基とした **JEITA ET-7501/101** などの内容を取り入れて改正した。

1. 一 般

1.1 適用範囲 この規格は、主として電子機器に用いる固定固体及び非固体電解コンデンサの推奨外形寸法について規定する。この規格が対象とする固定電解コンデンサの範囲を表 1 に示す。

電気二重層コンデンサ(以下、EDLC という。)に適用する場合は、この規格の寸法から選定するのが望ましい。

また、外形寸法に関係する取付穴寸法、自立形用プリント配線板穴寸法及び表面実装用のランドパターン寸法についても推奨寸法を規定する。

参考 この規格は、エレクトロニックフラッシュ用固定アルミニウム非固体電解コンデンサには、適用しない。

表 1 固定電解コンデンサの種類

固定電解コンデンサの種類	種類を表す記号	関連する部品規格
表面実装用アルミニウム固体(MnO ₂)電解コンデンサ	CA	JIS C 5101-18-1
表面実装用アルミニウム TCNQ 錯塩固体電解コンデンサ	CAT	EIAJ RC-2362A
表面実装用アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサ	CAP	EIAJ RC-2460
アルミニウム非固体電解コンデンサ	CE	JIS C 5101-4-1
表面実装用アルミニウム固体非固体電解コンデンサ	CE	JIS C 5101-18-2
焼結形タンタル固体電解コンデンサ	CS	JIS C 5101-15-3
表面実装用タンタルコンデンサ	CS	JIS C 5101-3-1 EIAJ RC-2375
表面実装用タンタル固体(導電性高分子)コンデンサ	CSP	EIAJ RC-2378/101

1.2 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年又は発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補・Amendment には適用しない。発効年又は発行年を付記していない引用規格は、その最新版(追補・Amendment を含む。)を適用する。